

宿泊約款

第 1 条 本約款の適用

ホテルクエスト清水(以下『ホテル』と称します)では、当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところのものとし、この約款に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

・当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の主旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

第 2 条 宿泊引き受けの拒絶

当ホテルは、次の場合には宿泊のお引受けをお断りします。なお、既にチェックイン手続きが済んでいても、ホテル側が不適切と判断した者はホテルを退出していただきます。この場合、既に宿泊代金を支払済であったとしてもこの返金には一切応じられません。

- ・ 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- ・ 満室により客室の余裕がないとき。
- ・ 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- ・ 宿泊しようとする者が犬、猫など小動物のペットを持ち込もうとしたとき。
- ・ 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であるとき。または暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。または宿泊しようとする者が暴力団員に該当する者が役員となっている法人、その他の団体であるとき。
- ・ 宿泊しようとする者が伝染病患者であると認められるとき。
- ・ 宿泊に関し合理的な範囲を越える負担を求められたとき。
- ・ 天災、施設の故障、その他やむをえない事由により宿泊ができないとき。
- ・ 宿泊しようとする者が泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められるとき。
- ・ 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

第 3 条 氏名等の明告

当ホテルに宿泊契約しようとする者は、次の事項を申し出ていただきます。

- ・ 宿泊者名
- ・ 宿泊日及び到着予定時刻
- ・ その他当ホテルが必要と認める事項
- ・ 宿泊者が、宿泊中に前項の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処

理します。

第4条 宿泊契約の成立等

宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときには、この限りではありません。

- ・前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申し込み金を、当ホテルが指定する日までにお支払いを求めることがあります。
- ・前項の申し込み金は、まず宿泊客が支払うべき宿泊費に充当し、次条に定める場合に該当するときには、同条の違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば返還します。

第5条 予約の解除

当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部または一部を解除したときには、次に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

ただし、団体客（ペイイングメンバー15名以上をいう。以下同じ）の一部について宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日（その日より後に当ホテルが宿泊予約の申し込みをお引受けをした場合には、そのお引受けをした日）における宿泊予定人数の10%に当たる人数（端数がでた場合には切り上げる）についてはこの限りではありません。

・一般客

- イ、宿泊日の前日に解除した場合、宿泊客一人につきその宿泊第一日の宿泊料金の20%
- ロ、宿泊日の当日に解除した場合、宿泊客一人につきその宿泊第一日の宿泊料金の100%

・団体客

- イ、宿泊日の9日前の日から2日前の日までに解除した場合、宿泊客一人につきその宿泊第一日の宿泊料金の10%
- ロ、宿泊日の前日に解除した場合、宿泊客一人につきその宿泊第一日の宿泊料金の20%
- ハ、宿泊日の当日に解除した場合、宿泊客一人につきその宿泊第一日の宿泊料金の80%

（旅行代理店を通じてお申し込みの場合）

・一般客

- イ、宿泊日の前日に解除した場合、宿泊客一人につきその宿泊第一日の宿泊料金の50%
- ロ、宿泊日の当日に解除した場合、宿泊客一人につきその宿泊第一日の宿泊料金の100%

・団体客

- イ、宿泊日の9日前の日から2日前の日までに解除した場合、
宿泊客一人につきその宿泊第一日の宿泊料金の20%
- ロ、宿泊日の前日に解除した場合、宿泊客一人につきその宿泊第一日の宿泊料金の50%
- ハ、宿泊日の当日に解除した場合、宿泊客一人につきその宿泊第一日の宿泊料金の100%

当ホテルは宿泊客が到着予定時刻より2時間経過しても御到着なき場合には、その宿泊予約は、申込者により解除されたものとみなし処理させていただくことがあります。

前項の規定により解除されたとみなした場合において、宿泊者はその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、航空機等の公共の運輸機関の不着または遅延、その他宿泊客の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、違約金はいただきません。

第6条

当ホテルは他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することがあります。

- ・第2条に該当するとき。
- ・第3条の事項の申告を求めた場合において期限までにそれらの事項が申告されないとき。
- ・第4条の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。

第7条 宿泊の登録

宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにて次の事項を当ホテルに登録いただきます。

- ・第3条の事項
- ・外国人にあつては国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日、出発日及び時刻、その他当ホテルが必要と認める事項

第8条 チェックアウトタイム

宿泊者が当ホテルの客室をお開けいただく時刻（チェックアウトタイム）は午前11時とします。当ホテルは前項の規定にかかわらずチェックアウトタイムを越えた場合は、次に揚げるとおり追加料金を申し受けます。なお、予約状況等によりチェックアウトタイムを超えた滞在はお受けできない場合もございます。

- ・午前11時より1時間ごとスタンダードシングル1100円、デラックスシングル1650円、ツイン/デラックスツイン2200円
- ・午後2時以後、宿泊料金の100%

第9条 料金の支払

料金の支払いは、通貨、各種カードまたは当ホテルが認めた支払方法により、宿泊者の到着の際、または当ホテルが請求したときに行っていただきます。宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

第10条 利用規約の遵守

宿泊者は、当ホテル内において当ホテルが定めた当ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 11 条 宿泊継続の拒絶

当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- ・第 2 条に該当することになったとき。
- ・前条の利用規則に従わないとき。

第 12 条 宿泊の責任

当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントオフィスにおいて宿泊の登録を行ったとき、または客室に入ったときのいずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するため客室をあけたときに終わります。

当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。当ホテルの責に帰する理由により宿泊者に客室の提供ができなかったときは、天災その他の理由により宿泊が困難な場合を除き、その宿泊者に同一または類似の条件による他の宿泊施設を斡旋します。この場合には、客室の提供ができなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。宿泊者が当ホテル内に掲示した利用規則に従わないために発生した事故に関しては、当ホテルはその責任を負いません。

第 13 条 駐車場の管理責任

宿泊者が当ホテル駐車場、および周辺の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの預託に関わらず、係員は車両の移動および管理の責任を負いかねます。

当ホテル駐車場でのトラブル（車両の衝突、事故、車上狙い等）は、一切の責任を負いかねます。

第 14 条 お荷物のお預かり

ご宿泊のお客様について、チェックイン前・チェックイン後にお荷物を預かりさせて頂くサービスを行っておりますが、現金、貴重品等の高価品のお預かりはお断りさせて頂いております。万が一、お預かり荷物におきまして事故・盗難等が発生した場合、当ホテルといたしましては一切責任を負いかねますので、十分にご注意いただくようお願いいたします。

以上

利用規約

当ホテルでは、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、宿泊約款第 11 条に基づき次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。この規則をお守りいただけないときは、ご宿泊ならびにホテル内諸施設のご利用をお断り申し上げます、かつ当ホテルが被った損害のご負担をいただきますので、ご留意ください。

- (1) 泥酔者、浮浪者、伝染病者、暴力団関係者、保護者同伴でない未成年者、他の宿泊者に迷惑を及ぼす可能性がある方は宿泊をお断りさせていただきます。尚、既にチェックイン手続きが済んでいても、迷惑行為（暴力行為・恫喝行為・過度のクレーム行為）が行われたとホテルが判断した場合は、ホテルを退出していただきます。この場合、既に宿泊代金を支払い済みであっても返金は致しかねます。
- (2) ホテル客室内には、宿泊者以外のこ入室はお断りいたします。
- (3) ホテルの契約業者以外が、ホテル内で営利目的の行為を行うことは禁止致します。（デリバリーヘルス・勧誘・販売等）
- (4) ホテル内の備品は当ホテルに帰属するものであり、当該設備、備品を破損・汚損、持ち帰りをした場合は、諸費用の相当額を請求致します。
- (5) ホテル内に次のようなものの持ち込みはお断り致します。
 - ・動物（盲導犬・介助犬は入館できます）
 - ・火薬や揮発油など発火あるいは引火しやすいもの
 - ・著しく多量な物品
 - ・著しく悪臭を発するもの
 - ・適法に所持を許可されていない銃砲・刀剣類・薬品
 - ・その他ホテル側が不適切と認める物品
- (6) ホテル宿泊代はチェックイン時にクレジットカード・現金・電子マネー等での決済とさせていただきます。宿泊代以外に発生した代金の精算も、同様の清算方法となります。
- (7) 客室内での調理又は飲食物の出前のご遠慮いただいております。
- (8) オーバーブッキング・故障等により客室が提供できない場合は、当ホテルと同等内容の宿泊施設を手配致しますが、万が一客室を確保できない場合は、宿泊代金と同等の補償料をお支払い、損害賠償とさせていただきます。ただし、天変地異・想定外の設備故障等、当ホテルの責めに帰す事由でない場合は、補償いたしかねます。
- (9) 当施設内において、貴重品・お手回品の盗難・紛失に対する責任は負いかねます。またお客様の現金及び貴重品のお預かりはいたしかねますので、ご了承ください。

パーティー約款

第 1 条 適用範囲

ホテルクエスト清水(以下『ホテル』と称します)では、ご宴会・催し物及び(以下『宴会等』と称します)に伴うレストラン及び宴会場等(以下『宴会場等』と称します)のご利用に關しまして、次の通り定めておりますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。この規約に定めのない事項につきましては、法令または、一般的に確立された慣習によるものとさせていただきます。

第 2 条 宴会等の申込み

当ホテルに宴会等のお申込みを頂く場合は、直接ご来館頂くか、お電話等にて次の事項をお申しで頂きます。

ご利用日・宴席名・主催者名・申込者名・ご連絡先・人数・ご利用内容及び、当ホテルが必要と認める事項について確認させていただきます。ただし、ご利用内容によっては、お申し込みをお断り する場合がありますのでご了承ください。

第 3 条 契約の成立

宴会契約は、当ホテルが前項の申し込みを承諾した時に成立するものとします。契約が成立した場合、予約金を申し受ける場合がございますので、ご了承ください。

第 4 条 宴会時間と追加室料

宴会等のご利用開始から終了までのご契約時間(以下『宴会時間』と称します)は所定の室料をお支払戴いておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料を頂戴いたします。但し、契約時間の超過に応じられない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

第 5 条 有料人数の確認

料理等を用意する人数(以下『有料人数』と称します)を宴会等の開催日の2日前までに、ホテルの担当係員にご通知ください。それ以降は全て手配が完了いたしておりますので、宴会等の開催日に出席されたお客様の人数が有料人数よりも減少した場合でも有料人数分の料金を頂戴いたします。

第 6 条 予約金

代金が高額となる場合には、宴会等をご予約いただいた時点で予約金をお支払いただく場合もございます。予約金の金額は宴会見積り総額に基づきホテルより提示させていただきます。お預かりした予約金は、宴会終了時に精算させていただきます。

第7条 支払い

宴会等に関わるすべての費用は、原則として当日の宴会終了後にお支払ください。なお、後日のご精算につきましては、あらかじめホテルの担当係員にお申し出いただき事前に当ホテルの了解を得た場合にのみ対応いたします。

第8条 取消料

お客様のご都合により既にご契約を頂いている宴会等をお取消し及び期日を変更される場合には、下記の通り取消料及び変更料を頂戴いたします。

宴会等ご利用日の	取消料・変更料
30 日前まで	取消：手配済み実費諸経費(注) 変更：手配済み実費諸経費(注)
14 日前まで	取消：宴会等見積額の 50%(サービス料を除く) 変更：宴会等見積額の 20%(サービス料を除く)
2 日前まで	取消：宴会等見積額の 80%(サービス料を除く) 変更：宴会等見積額の 50%(サービス料を除く)
前日から当日	取消：宴会等見積額の 100%(サービス料を除く) 変更：宴会等見積額の 100%(サービス料を除く)

(注)実費諸経費とは、当該宴会等の企画や準備に携わった外部委託会社が負担した一切の費用を指します。

第9条 設営、装飾、余興の手配について

ご宴会等に関する設営、装飾、装花、音響、照明、映像、記念品、その他につきましては、原則として当ホテルの指定の取り扱い会社をご利用ください。お客様の都合で当ホテル指定取扱会社以外の取扱会社をご利用になる場合は、宴会等を円滑に行うため事前にホテルの了解を得た上でお手配くださいますようお願い申し上げます。お客様が直接依頼された取扱会社が行う宴会等に関する設営、装飾、装花、音響、照明、映像、記念品、その他の機器及び材料等の搬入・搬出・設置方法・設置場所につきましては、当ホテルの美観・安全・動線等を考慮した一定のルールにしたがって行って頂きます。

第10条 損害賠償

お客様(お客様側の全ての関係者)あるいはお客様が直接依頼された業者の方々が、万が一ホテルの施設・什器備品等を破損した場合は、お客様あるいはお客様が直接依頼された取扱会社、関係者の方に、速やかに修理していただくか、損害賠償金をご負担頂きます。

第11条 解約

以下の場合は宴会等のお申し込みをお断りするか、既にご契約頂いた場合でも解約させて

頂きます。

- ① お客様自身が次の事由に該当し、または、宴会等に出席される利用者の中に、次の事由に該当する者がいる場合
 - イ 『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』(平成 4 年 3 月 1 日施行)に基づく 第 2 条 6 号の暴力団員、同第 2 条 2 号の暴力団、これと関係を有する企業若しくは団体の関係者、またはその他反社会的勢力の関係者(以下『暴力団』と称します)
 - ロ 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団等に該当するものがあるとき
 - ニ 法令または公序良俗に反する行為をなされる恐れがあると判断されるとき
 - ホ 伝染病保菌者
- ② 当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当な要求及びこれに類する行為が認められた場合、また、かつて同様の行為をされた場合
- ③ 心身衰弱、薬品、飲酒などによる自己喪失等、自身の安全確保が困難であったり、他のお客様へ危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある場合
- ④ この規約に違反された場合

なお、上記の場合の解約につきましては、解約にともなう損害賠償など金銭のお支払いはいたしかねますので、ご了承ください。

第 12 条 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項になっておりますのでご遠慮くださるようお願い申し上げます。

- ① 大音響を発する物の持ち込み
- ② 館内の他のご利用客に対して迷惑をかける行為
- ③ 宴会等の終了後に車両を運転される方の飲酒
- ④ 補助動物以外の犬、猫、小鳥その他愛玩動物、家畜等の持ち込み
- ⑤ 発火又は引火性の品物の持ち込み
- ⑥ 悪臭を発する物の持ち込み
- ⑦ とばく等風紀を乱す行為又は他のお客様に迷惑になるような言動
- ⑧ 備品等の移動、破損・汚損
- ⑨ ご予約内容以外のご利用
- ⑩ その他法令で禁じられている行為

第 13 条 免責事項

ホテル施設使用に際し、主催者お持ち込みの備品、商品、その他の物品の破損、又は盗難に対しては、主催者の責任のもとに管理することとし、ホテル側は一切責任を負いかねますの

で、予めご承知おきください。また、以下に定める理由に該当することがあった場合につきましては、お客様、当ホテル双方とも免責とさせていただきます。

- ① 天変地異、火災、戦争、紛争、その他お客様及び当ホテルのいずれの責に帰することのできない事由により本会場の全部又は一部が滅失若しくは毀損するなど、本宴会の履行が不可能若しくは困難になったとき。
- ② 法令又は法令に基づく公民力の行使、若しくは関係省庁の指導等による本会場の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生する等、お客様及び当ホテルのいずれの責に帰することのできない事由により本宴会等の履行が不可能若しくは著しく困難になったとき。

第 14 条 お荷物のお預かり

クロークにて宴会等にご出席なさるお客様のお荷物を預かりさせて頂くサービスを行っておりますが、現金、貴重品等の高価品のお預かりはお断りさせて頂いております。万が一、宴会等におきまして事故・盗難等が発生した場合、当ホテルといたしましては一切責任を負いかねますので、十分にご注意いただくようお願いいたします。

以上

ホテルクエスト清水 静岡県静岡市清水区真砂町 3-27 TEL 054-366-7101